

法務省権調第30号
令和2年5月22日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属小・中学校を置く各公立大学法人学長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長
(公 印 省 略)

令和2年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について（依頼）

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくい所で発生することが多く、被害者である子ども自身が教師、親、友人等の身近な人にも相談しにくい場合もあり、重大な結果が生じてから発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、身近な人にも相談ができない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的として、平成18年度から、「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」といいます。）の事業に取り組んでいます。

ミニレターは、便箋と料金受取人払の封筒とが一体となっており、全国の小・

中学校並びにこれに相当する中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）の児童・生徒に配布しています。ミニレターに悩みごとを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局に届き、法務局職員及び人権擁護委員が一通一通読んだ上で全てのミニレターに返事をしています。

本年度も、引き続き同事業を実施することとなり、本年6月から順次、各小・中学校等にミニレターを送付する予定です。

つきましては、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・政令指定都市教育委員会教育長におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成30年12月27日付け30受初児生第5号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 改田

電話 03-3580-4111（内線 2714）

FAX 03-5511-7211

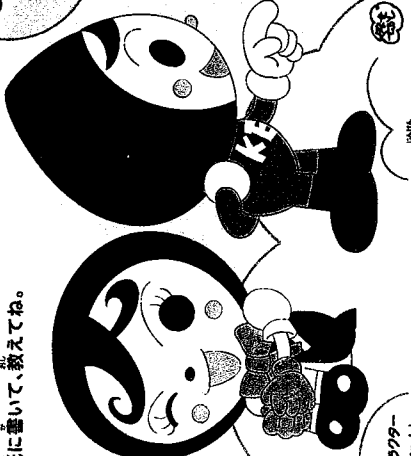
SOSミニレター

悩みを教えてください！
必ず力になるよ！

今、家や学校で困っていることはない？
誰かに相談したり、話したりできないことだっているいるあるよね。
そんなときはキミの悩みをこの手紙に書いて、教えてね。
いっしょに考えて、
悩んでいるキミの力になるよ。

ひみつは
守るよ

悩みがあったら
手紙を書いてね



児童イメージキャラクター
けんけんちゃん

児童イメージキャラクター
けんけんちゃん

SOSミニレターは
こんなふうにつかってね！

- 1 困っていること、悩んでいることがある人は...
- 2 SNSやインターネットで
窓口を覗き込まれた
学校や家、その他のことで
悩みがある
- 3 手紙か電話で
あなたに遠事が
来るよ！
※どちらの方法で遠事を
してほしいか決めてね。

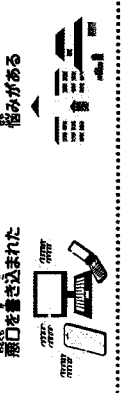
例えば



友だちからいじめられている
暴力を受けて悩んでいる



困っていること、悩んでいることがある人は...



子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。
(切手はいらないよ！)

どんな人が
返事をくれるの？



みんなの人権を守る仕事を
している法務局の職員や人権
擁護委員が返事を書きます。

人権ってなに？？



人権は一人ひとりが人らしく生きる
ために持っている大切な権利です。言
葉や暴力で傷つけられたり、無視され
るのは、大切な人権が守られていない
ということです。

僕たち・私たちは
SOSミニレターを書きました！

いじめられてもまんして悩ん
でいたけど、SOSミニレターの
返事もらって勇気が出ました。
(14歳児・男子)

お友だちが
困っているときも
相談してね！

いつもひとりぼっちで悩んでいたけど、SOS
ミニレターを書いて、もうひとりでい
いって悩めるようになりました。
(15歳児・女子)

この冊子には、右下に普通コー
ドが印刷されています。
専用の読み上げ装置で読み取
ると、読者になれるように、
声で聞くことができます。

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談
子どもの人権
110番

電話料金はかかりませんよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。
通話 無料
0120-007-110
相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祭日、平日の祝日は留守番電話です。

メールで相談
子どもの人権
SOS=eメール

法務局のホームページでも相談を受け付けているよ。
https://www.jinken.go.jp/kodomo
QRコードからも
インターネット入権相談
インターネット入権相談

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会



困ったことをなんでも相談してください。

通話無料 子どもの人権110番
0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

いつも持っていてね！

※携帯電話、スマートフォンからもかけられます。
※あなたの近くの法務局につながります。
※土曜日、日曜日、祭日、平日の祝日は留守番電話です。

この冊子には、右下に普通コー
ドが印刷されています。
専用の読み上げ装置で読み取
ると、読者になれるように、
声で聞くことができます。

